

社会福祉法人砺波福祉会の取組内容

◎ 行動計画

1. 計画期間 平成20年9月1日～平成23年8月31日

2. 内容

- 目標1 計画期間内に、配偶者出産休暇制度(配偶者が出産した時に、男性従業員に対し、年次有給休暇とは別に休暇を与える制度)を2日から3日に拡充し、周知を実施する。
- 目標2 計画期間内に、育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を実施する。
- 目標3 計画期間内に、子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

◎ 目標達成の概要

- 目標1 平成21年4月1日から適用の職員就業規則改定により、「職員の妻が出産する場合」の特別休暇の期間を2日から3日に拡充し、周知を実施した。
- 目標2 平成22年10月に各部署単位の職員会議の中で、パワーポイントと配布資料を通じて諸制度の説明を実施。また、資料の掲示や社内報への掲載も行い、PRした。
- 目標3 平成21年9月27日及び平成22年9月12日の「やなぜ苑まつり」において、小学生以下の子どもをもつ職員とその子どもに招待状を贈り、「子ども参観日」を実施した。